

令和２年第４回安芸市農業委員会定例会議事録

１．開催日時 令和２年４月２８日（火）午後１時３０分から３時４５分

２．開催場所 安芸市役所 二階 会議室

３．出席農業委員（１２人）

会長	１番	内川 昭二
会長職務代理者	２番	野町 亜理
会長職務代理者	３番	大久保暢夫
	４番	千光士伊勢男
	５番	西岡 大作
	６番	栗山 浩和
	７番	福本 隆憲
	８番	渡辺 禎宏
	９番	山内 芳幸
	１０番	有澤 節子
	１２番	樋口 なぎさ
	１３番	小松 茂雄

４．欠席農業委員（２人）

１１番	西岡 秀輝
１４番	竹内 忠吉

５．出席農地利用最適化推進委員（４人）

安芸町	川島 一義
伊尾木	黒岩 榮之
畑山	小松 光正
赤野	大野 實

６．議事日程

報告第１号 農地法第３条の３第１項届出について

議案第２号 農地法第３条許可申請について

報告第３号 農地法第１８条第６項解約通知報告について

議案第４号 農地法第５条第１項許可申請について

報告第５号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置について

議案第６号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

報告第７号 農地の転用事実に関する照会について

議案第８号 安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）
について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数12人であります。欠席委員は、11番西岡秀輝委員、14番竹内忠吉委員で、所用のため欠席との連絡がございました。

4月21日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に大久保暢夫委員及び千光士伊勢男委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は9件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり東浜の2筆で、面積は605㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり津久茂町、西浜の2筆で、面積は全部で1,054㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり穴内乙の3筆で、面積は全部で399㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり僧津、井ノ口甲の21筆で、面積は全部で6,025.3㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号5番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり西浜の4筆で、面積は全部で1,823㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号6番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり染井町、西浜の4筆で、面積は全部で347㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号7番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり津久茂町の1筆で、面積は16㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長

ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請、申請番号1番から4番についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野）

議案第2号、農地法第3条許可申請、申請番号1番から4番について説明いたします。

議案書は6ページです。今回は4件申請が提出されています。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり矢ノ丸2丁目の3筆で、地目は田で、面積は全部で33.43㎡です。

売買による所有権移転の申請で水稻を作付する予定をしております。所在地につきましては、8ページ左に地図がございます。

マルナカ安芸店の南の方にある都市計画区域内の農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては4月10日に渡辺禎宏委員、福本隆憲委員、森澤和義委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の2筆で、地目は田で、面積は全部で745㎡です。

売買による所有権移転の申請で水稻を作付する予定となっております。所在地につきましては、8ページ右に地図がございます。

土居の安芸クリニックの東の方にある市道安芸伊尾木線沿いの農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては4月10日に渡辺禎宏委員、福本隆憲委員、森澤和義委員に確認していただきました。

次に申請番号3番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の2筆で、地目は田で、面積は全部で498㎡です。

売買による所有権移転の申請で水稻を作付する予定となっております。所在地につきましては、9ページ左に地図がございます。

川北甲のケーズデンキの南の方にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては4月13日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に申請番号4番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の1筆で、地目は田で、面積は828㎡です。

売買による所有権移転の申請で水稻を作付する予定となっております。

す。所在地につきましては、9 ページ右に地図がございます。

市道安芸伊尾木線沿いの川北久保田集落に隣接する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては4月13日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番と2番は渡辺禎宏委員、福本隆憲委員、申請番号3番と4番は樋口なぎさ委員、お願いします。

8番渡辺委員 4月10日に岡田君と福本隆憲委員と森澤和義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番福本委員 4月10日に岡田君と渡辺禎宏委員と森澤和義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

12番樋口委員 4月13日に岡田さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請、申請番号1番から4番については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請、申請番号1番から4番については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請、申請番号5番から8番についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号、農地法第3条許可申請、申請番号5番から8番について説明いたします。

議案書は6ページと7ページです。申請番号5番から8番は譲受人が同一なので、一緒に説明させていただきます。

まず、申請番号5番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の2筆で、地目は畑で、面積は全部で455㎡です。

売買による所有権移転の申請でサツマイモを作付する予定をしてお

ります。所在地につきましては、10ページ左に地図がございます。

川北東ノ岡集落の上の方にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、申請地の一部が耕作放棄地であるため、耕作放棄地復旧・解消計画書を提出してもらいました。

次に申請番号6番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の1筆で、地目は田で、面積は464㎡です。

売買による所有権移転の申請でサツマイモを作付する予定となっております。所在地につきましては、10ページ右に地図がございます。

川北甲のケーズデンキの北の方で、国道55号線と土佐くろしお鉄道敷地との間にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、申請地が耕作放棄地であるため、耕作放棄地復旧・解消計画書を提出してもらいました。

次に申請番号7番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の2筆で、地目は田と畑で、面積は全部で2,090㎡です。

売買による所有権移転の申請で水稻、タイモ、サツマイモを作付する予定となっております。所在地につきましては、11ページ左に地図がございます。

伊尾木の土佐くろしお鉄道軌道敷の南で清水産業伊尾木土場の近くにある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、申請地の一部が耕作放棄地であるため、耕作放棄地復旧・解消計画書を提出してもらいました。

次に申請番号8番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口乙の1筆で、地目は田で、面積は1,064㎡です。

売買による所有権移転の申請でサツマイモを作付する予定となっております。所在地につきましては、11ページ右に地図がございます。

井ノ口の石神神社の東にある井ノ口松原集落に隣接する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、申請番号5番から8番につきましては、申請者から提出された耕作放棄地復旧・解消計画書のとおり作業が実施されることにより、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては4月15日に内川昭二会長、野町亜理委員、大久保暢夫委員に確認していただきました。また、申請番号5番と6番は西岡秀輝委員、中平秀一委員、申請番号7番は黒岩榮之委員、申請番号8番は小松昌平委員にも確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告は私がします。野町亜理委員、大久保暢夫委員も、お願いします。

1 番内川委員 4月15日に長野君と野町亜理委員と大久保暢夫委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2 番野町委員 4月15日に長野さんと内川昭二会長と大久保暢夫委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3 番大久保委員 4月15日に長野君と内川会長と野町亜理委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

4 番千光士委員 この申請者は何歳なのか。

事務局（長野） 58歳です。

黒岩推進委員 今回の申請面積は4,000㎡を超え、地区もばらばらであるが、1人で年間150日しか農業従事しない状況で、本当に全部耕作できるのか。

事務局（長野） 農作業を手伝う人が2人おり、それぞれ年間300日農作業に従事しますので、耕作は可能と思われます。

黒岩推進委員 伊尾木の農地については、昨年より借入れしていますが、耕作が十分できていない状況です。この状況で、他の耕作放棄地も耕作できるのか疑問です。

事務局（長野） 写真を見てもらったらわかりますが、以前は不耕作状態でしたが、現時点では耕作ができる状態まで解消されていますので、他の農地も含めて耕作が可能と判断しています。

黒岩推進委員 耕作放棄地の解消のみが目的ならかまわないが、計画通りの作物を

栽培していくとなるとなかなか難しいのではないかと。

事務局（長野） 農地法第3条の許可申請については、あくまでも計画をもって判断します。却下もできますが、その理由を農地法上で示す必要もありますので、その計画について絶対達成できないと判断できない限りは、許可を出さざるを得ない状態です。もし許可後、耕作ができていないことが判明すれば、各委員のご協力を得て指導を行いますので、ご協力をお願いします。

4番千光士委員 農業経営として成り立つのか。

事務局（長野） 収支を含めた農業経営として成り立つかは確認しておりませんが、収益が出ないと許可を出せないと農地法上では定められていません。

2番野町委員 今回の耕作解消計画には、期限は書かれているのですか。

事務局（長野） 5月末または6月初めには、作物をそれぞれ作付けする計画です。

2番野町委員 放棄地を解消してから許可判断したらいいのではないですか。

事務局（長野） 耕作放棄地については耕作権利がなく、そのような条件をつけることはできません。借入地については耕作する義務がありますが、それ以外については計画で判断します。

議長 他に意見等はございませんか。

（発言等なし）

議長 他になれば、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請、申請番号5番から8番については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 はい、賛成多数です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請、申請番号5番から8番については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は12ページです。今回は3件出ております。

まず届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで川北甲の1筆です。地目は田で、面積は792㎡となっております。

当初は平成25年6月3日から令和5年6月2日まで10年間の賃貸借権の設定がされておりましたが、面積を変更し、再設定することによって合意解約の通知が提出されたものです。

次に届出番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の1筆です。地目は田で、面積は2,977㎡となっております。

当初は平成28年7月20日から令和8年7月19日まで10年間の賃貸借権の設定がされておりましたが、農地転用を行うとのことで

合意解約の通知が提出されたものです。

次に届出番号3番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで東浜の1筆です。地目は田で、面積は613㎡となっております。

当初は平成31年1月1日から令和5年12月31日まで5年間の賃貸借権の設定がされておりましたが、農地転用を行うとのことで合意解約の通知が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田） 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。

議案書は13ページをご覧ください。まず申請番号1番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、川北乙で、地目は畑、面積は351㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は14ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は内原野団地の南にある特別養護老人ホームのつつじの丘の東にある農地となっております。現地確認については4月13日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在は両親と同居しているが子どもの成長とともに手狭になったことから個人住宅を建築することにしたというもので、保育所や小学校にも近く、また、南海トラフ地震による津波の影響が少ないと考えられることも選定理由であります。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明資料を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確

認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地であります但隣地同意書が提出されています。西側は市道を挟んで宅地であります。南側は譲渡人所有の農地であり、北側は市道を挟んで宅地であります。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に西側の市道側溝に排水し、雨水は地中浸透により処理する計画であります。なお、市道側溝への接続については安芸市建設課に事前協議済みであり申請すれば許可の見込みであります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、土居で、地目は田、面積は全部で12,563㎡で、転用目的は埋蔵文化財の発掘調査のための一時転用です。

場所は15ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は市役所新庁舎用地である土居の農地となっております。現地確認については4月10日に渡辺禎宏委員、福本隆憲委員、森澤和義委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地に該当する農地であるためです。一時転用であるため許可は可能となっております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、市役所新庁舎建設事業を行うために、事前に発掘調査を行うというもので、当該申請地は市役所新庁舎建設予定地の一部であります。このため、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、市予算で対応する計画であり、現在、議会での承認に向けた手続き中とのことでありますので、問題はない

と判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、発掘調査用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の周囲は農地であります。転用事業地内に沈砂池を設置し排水による周辺農地への影響がないように計画されていることに加え、当該申請地周辺のハウスからは一定間隔を確保して発掘調査を行い、また仮置きする土砂も2m以上積み上げないようにするなど日影による影響を防ぐ措置が講じられていること、東側農地（ハウス）所有者からは隣地同意書が提出されていることから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。なお、栃ノ木堰土地改良区からは当該一時転用事業について異議がない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内です。農用地区域からの徐外の手続き中となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は樋口なぎさ委員、申請番号2番は福本隆憲委員、渡辺禎宏委員、お願いします。

1 2 番樋口委員 4月13日に岡田さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7 番福本委員 4月10日に岡田君と渡辺禎宏委員と森澤和義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8 番渡辺委員 4月10日に岡田君と福本隆憲委員と森澤和義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第5号、認定電気通信事業者の行う中継施設の設置についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 報告第5号の説明をさせていただきます。議案書は16ページをご覧ください。携帯電話の無線基地局の設置するものでありまして、農地法の許可は必要ない案件ですが、転用の完了の報告がありましたので現地確認を行いました。

申請地は小谷川の左岸で、立目橋の袂に位置するところです。所在地の地図は17ページをご覧ください。現地の写真もお配りいたしますので、ご確認ください。

現地を確認した結果、転用が完了していました。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告第5号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

本申請については、小松茂雄委員が当事者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います

（小松茂雄委員退席）

事務局（長野） 議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番について説明いたします。議案書は18ページになります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地1筆で、地目は田で、面積は1,082㎡です。文旦を作付する予定をしており、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は10aあたり17,500円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。井ノ口沢ノ平橋の南西にある井ノ口地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりであり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促

進法農用地利用集積計画決定、申請番号１番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第６号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号１番については原案どおり決定いたしました。

議案第６号、申請番号１番の審議が終了しましたので、小松茂雄委員を呼んできてください

（小松茂雄委員着席）

続きまして、議案第６号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号２番から８番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野）

議案第５号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号２番から８番について説明いたします。議案書は１８ページになります。

まず、申請番号２番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地１筆で、地目は田で、面積は１,００８㎡です。文旦を作付する予定をしており、３年間の賃貸借契約をし、賃借料は１０ａ当たり１７,５００円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、２０ページに地図がございます。先ほど説明しました申請番号１番の西に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号３番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地２筆で、地目は田で、面積は全部で１,７８０㎡です。葉タバコを作付しており、６年間の賃貸借契約をし、賃借料は１０ａ当たり２等米６俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、２０ページに地図がございます。申請番号１番の南東にある井ノ口地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号４番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地１筆で、地目は田で、面積は３,３７８㎡です。ブルーベリーを栽培しており、６年間の賃貸借契約をし、賃借料は、１０ａ当たり２等米４俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。井ノ口横立集落の東の方にある井ノ口地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で3,147㎡です。ミョウガを栽培しており、5年間の使用貸借契約をし、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページの左に地図がございます。僧津集落の北にある僧津地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北乙の農地1筆で、地目は田で、面積は2,327㎡です。

ナスを作付しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページの右に地図がございます。江川地区の向島ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,406㎡です。

ナスを作付する予定をしており、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページの左に地図がございます。高知県農協あき東支所の南の方にある川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地5筆で、地目は田で、面積は全部で1,

250㎡です。ナスを作付けする予定をしており、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページの右に地図がございます。伊尾木の辻製油高知工場の西にある伊尾木川の近くに位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から8番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号2番から8番については原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告第7号、農地の転用事実に関する照会についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 報告第7号、農地の転用事実に関する照会について説明いたします。

今回は2件申請が提出されております。議案書は23ページをご覧ください。

整理番号1番です。本案件は法務局が登記地目を認定するために令和2年3月30日受付（日記第30号）により転用の事実等を本市農業委員会に照会してきたもので、農地所有者、対象地は記載のとおりです。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。なお、令和2年4月2日に内川昭二会長、西岡秀輝委員、黒岩榮之委員に現地確認していただきました。現地につきましては伊尾木のファッションセンターしまむらの敷地となっており農地でないことを確認しております。また、平成12年10月30日に農地法第5条の転用許可を受けております。

これらのことについて法務局に回答を行いました。

続きまして整理番号2番です。本案件も法務局が登記地目を認定するために令和2年4月3日受付（日記第37号）により転用の事実等を本市農業委員会に照会してきたもので、農地所有者、対象地は記載

のとおりです。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。
現地につきましては、高知県農協の野菜集出荷場が建っており、農業
用施設用地となっております。なお、令和2年4月10日に福本隆憲
委員、渡辺禎宏委員、森澤和義委員に現地確認していただきました。
現地につきましては農地でないことを確認しております。また、平成
12年2月29日に農地法第5条の転用許可を受けております。

これらのことについて法務局に回答を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告第7号について、質問、意見等がございましたらよろしく
お願いいたします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了
解いただきたいと思います。

続きまして、議案第8号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画に
おける農用地利用計画変更（案）についてを議題とし、事務局が説明
いたします。

事務局（岡田） それでは議案第8号の説明をさせていただきます。こちらは農業振
興地域整備計画における農用地利用計画の変更について安芸市長から
意見を求められたものでして議案に載せていただきました。

整理番号1番から6番については、携帯電話の無線基地局の設置で
あり、農用地からの除外後の転用事業者もKDDI株式会社となっております。
これらの案件につきましては、農振法上の開発行為の許可が不
要であります、農用地区域内とすることが適当な土地でなくなるた
め除外案件となっております。

それでは整理番号1番から説明をさせていただきます。議案書は2
9ページをご覧ください。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。
所在地につきましては、30ページの左に地図がございます。

黒瀬丸石のこまどり温泉の南西の江川川沿いに位置する土地です。

申出人、関係地は議案書に記載のとおりで、携帯電話の無線基地局
を設置するために除外手続きをするものです。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サ
イズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、携帯電話無線基地
局を設置するために転用する計画であります。開発行為の許可が不
要な案件であります、農用地等とすることが適当な土地ではなくなる
ため農用地区域から除外する必要があります。

具体的な転用計画があり、他用途への転換の必要性が認められます。
また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えるこ
とが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼす

おそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号 2 番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、30 ページの右に地図がございました。

上尾川集落の下にある上尾川橋の南西にある集落に隣接する土地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A3 サイズの変更案件の除外理由書に記載されていますように整理番号 1 と同じ判断です。

つづきまして、整理番号 3 番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、31 ページの左に地図がございました。

畑山寺内集落のバスの停留所の少し南にある土地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A3 サイズの変更案件の除外理由書に記載されていますように整理番号 1 と同じ判断です。

つづきまして、整理番号 4 番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、31 ページの右に地図がございました。

先ほど報告第 5 号で報告した転用地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A3 サイズの変更案件の除外理由書に記載されていますように整理番号 1 と同じ判断です。多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

つづきまして、整理番号 5 番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、32 ページの左に地図がございました。

下尾川の堆肥施設の北の方にある土地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書に記載されていますように整理番号1と同じ判断です。

つづきまして、整理番号6番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、32ページの右に地図がございました。

古井公民館の西にある土地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書に記載されていますように整理番号1と同じ判断です。

つづきまして、整理番号7番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、33ページの左に地図がございました。大井八ノ谷集落のまだ奥にある山の中の土地です。なお、写真で見て分かりますように昭和57年くらいに植林を行い、山林となっております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、現況が非農地化しており、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない状態であり、既に他用途への転換した状態であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号8番のご説明をさせていただきます。

議案書は19ページをご覧ください。位置につきましては、24ページ左に地図を掲載しています。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、除外後の用途は高速道路建設に伴う墓地移転用地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、個人墓地建設用地

として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号 8 番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。除外後の用途は自己住宅及び農業用倉庫の建築用地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、33 ページの右に地図がございます。

コメリの東の方にある農地です。次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A3 サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、高速道路延伸に伴い自己住宅及び農業用倉庫の移転用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しません。多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しています。

つづきまして、整理番号 9 番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。除外後の用途は墓地の建立用地です。

位置につきましては、34 ページ左に地図を掲載しています。現地

の写真もお配りしますのでご確認ください。赤野の大元神社の南東の山手に位置する農地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、高速道路延伸に伴う墓地の移転用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号10番のご説明をさせていただきます。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。現況が非農地化しているので地目変更をするため除外を行います。位置につきましては、34ページ右に地図を掲載しています。赤野東赤野集落の北にある農免道路より北にある芸西村との間にある農地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、現況が非農地化しているので、非農地証明をとるための除外の申出となっております。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、現況が非農地化している農地であり、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いもので、他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号 1 1 番のご説明をさせていただきます。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。除外後の用途は店舗の建築用地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、3 5 ページの左に地図がございます。

高知県農協のユズ処理加工施設の市道を挟んで南にある農地です。

なお、写真で見て分かりますように現地には大量の土砂が搬入されている状態であります。これについては、県の安芸土木事務所が県道安芸中インター線の工事を行うため 1 0 月末まで借上げ、一時転用しているものであって、転用終了後、農地に戻します。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A3 サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、店舗建築及び駐車場整備用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しません。また、多面的機能支払制度に係る農用地区域に該当するため担当部署に報告をしています。

つづきまして、整理番号 1 2 番のご説明をさせていただきます。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。除外後の用途は貸事務所の建築用地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、3 5 ページの右に地図がございます。

安芸おひさま保育所の西にある農地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A3 サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、貸事務所建築用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の

土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しません。また、多面的機能支払制度に係る農用地区域に該当するため担当部署に報告をしています。

つづきまして、整理番号 13 番のご説明をさせていただきます。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。除外後の用途は飲用水用井戸設置用地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、36 ページの左に地図がございます。

黒瀬丸石のこまどり温泉の南西にある農地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A3 サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、こまどり温泉の飲用水用井戸の設置用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

つづきまして、整理番号 14 番のご説明をさせていただきます。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。除外後の用途は病院の建築用地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、36 ページの右に地図がございます。

安芸駅の北で、市道安芸伊尾木線沿いの農地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A3 サ

イズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、歯科医院の建築用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しません。また、多面的機能支払制度に係る農用地区域に該当するため担当部署に報告をしています。

つづきまして、整理番号15番のご説明をさせていただきます。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。除外後の用途は自己住宅の建築用地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、37ページの左に地図がございます。

伊尾木保育所の北東にある伊尾木岡集落に隣接している農地です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、歯科医院の建築用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しません。また、多面的機能支払制度に係る農用地区域に該当するため担当部署に報告をしています。

以上、除外案件について説明しました。

つづきまして、用途区分変更についてご説明させていただきます。

議案書の２９ページになります。

現地の写真もお配りしますのでご確認ください。位置につきましては、３７ページ右に地図を掲載しています。伊尾木川の左岸にある農地となっております。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、変更後の用途は農業用施設用地です。

議案書で説明しますが、土地改良事業は実施されておられません。都市計画区域外です。多面的機能支払交付金対象となっておりますので、関係課に報告しております。

以上でございます。

議長

それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長

特になければ採決をいたします。議案第８号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、については、原案どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第８号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）については原案どおり答申することに決定しました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は５月２５日の月曜日の午後１時３０分より行いますので出席をお願いします。

来年の１月の定例会については開催日を１月２２日に変更します。

３月に募集しました農業委員及び農地最適化推進委員につきましては、定員と同数の応募があり、現在、資格等の調査を行っています。

７月で任期が終了する各委員さんについては、引き継ぎ書の作成が必要となりますので、ご協力をお願いします。

この後、令和２年度農林課事業説明を行いますので、引き続き参加をお願いします。

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。